

都道府県・政令指定都市名	22 静岡県
--------------	--------

時点:平成31年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	くらし・環境部県民生活局男女共同参画課
担 当 職 員 数	9 人 (専任 9 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	静岡県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日・根 拠	平成8年8月1日 根拠: 静岡県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関・会 等 の 名 称	静岡県男女共同参画会議
設 置 年 月 日	平成13年11月1日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月		
名 称	第2次静岡県男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	令和3年3月31日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	静岡県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成13年7月24日
	施 行 日	平成13年7月24日
	最 終 改 正 日	平成19年3月20日
	改 正 内 容	条例規定中「市町村」を「市町」に改める。
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	令和 年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:平成31年4月1日	2:令和元年5月1日	3:その他:
目 標 値	令和 2 年度まで	40 %		
根 拠	第2次静岡県男女共同参画基本計画 第3期実践計画(平成30年3月策定) ※令和2年度までに女性比率40%以上の審議会の割合を85%			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令等に基づく審議会、委員会及び協議会等。ただし、事業の推進を目的としたもの、特定課題の調査、研究を目的としたもの、選任がないもの、を除く。また、委員数から、「充て職」は除く。			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(76)うち女性委員を含む審議会等数(76)	
			延総委員等数(1,235)延女性委員等数(514) 女性比率(41.6)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(73)うち女性委員を含む審議会等数(73)	
			延総委員等数(1,199)延女性委員等数(497) 女性比率(41.5)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(35)	
			延総委員等数(904)延女性委員等数(296) 女性比率(32.7)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)	
			延総委員等数(68)延女性委員等数(20) 女性比率(29.4)	
目標値以外の目標設定				
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	489 人 (令和 元 年 8 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他	〔 〕	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:平成31年4月1日	3:その他:
管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	
	うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	
女性管理職の内訳	性別比率(%)	(B/A)	
	部局長相当職	(人)	(C)
次長相当職	うち女性数(D)		(D)
	女性比率	(E)	
課長相当職	(人)	(F)	
	うち女性数(H)		(H)
女性比率	(G)		(G)
	うち女性数(H)		(H)
女性比率	(I)		(I)
	うち女性数(H)		(H)
本庁	計	535	46 8.6
	うち一般行政職	412	43 10.4
支庁・地方事務所等	計	469	54 11.5
	うち一般行政職	188	17 9.0
全体	計	1,004	100 10.0
	うち一般行政職	600	60 10.0
再掲	警察関係	202	3 1.5
	教育委員会	60	16 26.7

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for investigation point code, date (Heisei 31 April 1), and other categories. Rows include Main Office, Branch/Local Office, Total, and Recruit, with sub-rows for General Administration and Police/Education Commission.

問7-3 新規昇任者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table showing the number of newly promoted staff by position and gender ratio. Columns include Main Office, Branch/Local Office, Total, and Recruit, with sub-rows for General Administration, Police, and Education Commission.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table detailing promotion and advancement criteria. Columns include Job Performance, Promotion Exam, Interview, Recommendation, Experience, Long-term Research, Remote Work Experience, Personal Hopes, and Other.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table showing the number of examinees for promotion and advancement exams. Columns include Total Examinees, Female Examinees, and Female Exam Rate.

問7-6 女性公務員の採用状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table showing the hiring status of female public employees. Columns include Total, Female Number, and Female Ratio. Rows include Overall, General Administration, and Police/Police-Related.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table providing details on the establishment of a comprehensive facility for gender equality. Includes name, location, dates, management, staff, budget, and main business activities.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は任意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓(具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○		○	
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他	○		○	

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	男女共同参画社会づくり宣言
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞(女性の活躍推進事業所の部)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	ふじのくに女性活躍推進協議会
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1.有 問17-1 名称 静岡県男女共同参画白書	2.無
問17-1 公表周期	1.定期 2.不定期	1	定期的場合 1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総合的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 令和元年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・「男女共同参画週間」啓発事業 ・ 女性に対する暴力をなくす運動 ・ 男女共同参画の日 県民大会	ポスターや横断幕の掲示を、市及び関係団体等と協働して実施。県及び市町の行事予定を県HPへ掲載。 ポスターや横断幕の掲示を、市及び関係団体等と協働して実施。 知事褒賞授与式、しずおか男女共同参画推進会議及び「男女共同参画」に関する講演会を開催。	— — 97名(受賞者10個人・団体)	6月 11月12日 8月1日
2. 表彰 ・ 男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞、褒状授与式	男女共同参画社会づくりに関する県民の一層の関心と意欲を高めるため、男女共同参画に関する取組を積極的に行っている、個人、団体又は企業を表彰。 ※令和元年度は「男女共同参画の日 県民大会」の内容として実施	受賞者10個人・団体	8月1日
3. 講座 ・ デートDV防止出前セミナー ・ 性暴力等について考えるシンポジウム ・ 女性の参画拡大のためのセミナー 女性防災リーダー養成講座	現在と将来のデートDVを抑制するため、学生を対象とした出前講座を、20校委託により実施。 女性への暴力防止運動期間中に、性暴力被害の実態や、男女間における様々な暴力を周知するために、支援関係者及び一般県民を対象としたセミナーを開催。 地域で活躍する女性防災リーダーを育成するための防災セミナーを開催。	延べ4,000人 100人程度 30人×2会場×2日	6～12月 11月23日 11～1月
4. 相談事業 ・ あざれあ相談事業(女性相談、男性相談)	相談者自身による解決策の見出しを促進するため、主に平日に委託及び直営により電話又は面接相談を実施。	4,000件	4～3月
5. 情報収集・提供 ・ 市町男女共同参画施策等推進状況調査 ・ 静岡県男女共同参画白書 ・ 男女共同参画団体登録事業 ・ 静岡県男女共同参画人財データベース ・ ふじのくに輝く女性人財データバンク ・ 女性活躍応援情報発信センター推進事業	内閣府の調査に独自の調査項目を加え、市町の男女共同参画施策及び女性の登用状況の調査をし、「みえる化」により公表。 県内の男女共同参画の状況や施策の進捗状況等を県民に公表するため、平成16年度から毎年発行。 男女共同参画を推進する団体活動を支援するため、男女共同参画団体の登録、公開及び男女共同参画センター会議室の使用優遇措置。 各審議会等や諸活動への女性の参画を促進するため、男女共同参画社会の形成に貢献している男女を登録、公開。 会社役員やプロジェクトチームのアドバイザー候補となり得る女性の人財情報を把握し、企業・経営者等に向けデータを提供。 女性活躍情報のワンストップホームページの随時更新。	県内35市町 — — — — —	7～9月 12月 4～3月 4～3月 4～3月 4～3月
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画に対する苦情相談	男女共同参画課内に窓口を設置	—	4～3月
7. 交流促進 ・ ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議 ・ ふじのくに さくや姫サミット ・ 令和元年度 民間企業・県・市町女性管理職エンカレッジ研修	関係機関の連携・協働体制の強化を図るため、市町・民間機関で構成する会議を年1回開催。 県内における指導的地位にある女性による意見交換や討議を通して課題解決に取り組むことで、女性が一層活躍するための環境整備を進める。 管理職に必要な知識やスキルを習得し、異業種ネットワークの形成を図るため、民間事業所と行政職員を対象に研修を実施。	— — 35人	1～2月 10月17日 8月26日
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・			
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 県職員に対する研修 ・ 市町男女共同参画計画策定等支援アドバイザー派遣事業 ・ 市町男女共同参画担当職員基礎研修会及び担当課長会議 ・ 市町男女共同参画担当職員セミナー	男女共同参画を推進するとともに、仕事と子育て及び介護が両立しやすい勤務環境を整備するためのセミナーを開催。 市町における条例制定又は市町男女共同参画計画策定のためのアドバイザー派遣(アドバイザー料、旅費)の一部を県費で負担。 年度当初に、県内市町の男女共同参画担当課を対象に、男女共同参画行政の基礎研修会、事業計画に関する会議及び意見交換会を実施することで、基礎知識の習得、ネットワークの構築、各団体の施策の充実を図る。 市町担当職員の男女共同参画に関する知識と理解を促進し、市町における男女共同参画の視点による地域の課題解決を図るため、セミナーを開催。	200人 1市町 基礎研修会46人、担当課長会議45人 35市町の担当課職員	10月31日 7月～2月 4月26日 9月5日

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成31年4月1日	3:その他:
議 会 名	静岡県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	2		
育児	4		
家族の看護	2		
家族の介護	4		
疾病	1		
その他	4		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	静岡県議会議事規則第2条		
条文本文			
議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード: 1

1. 平成31年4月1日 2. 令和元年5月1日 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成29年7月5日 ~ 令和3年7月4日
副知事	3人	(女性 0人、男性 3人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	58	5	8.6	
	都道府県防災会議(委員のみ)	57	5	8.8	
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	19	1	5.3	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	2	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	22	1	4.5	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	6	3	50.0	
	2 国土利用計画地方審議会	21	8	38.1	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	25	2	8.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	20	8	40.0	
	7 精神医療審査会	21	9	42.9	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医師審議会	30	12	40.0	
	10 准看護師試験委員会	13	6	46.2	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	30	13	43.3	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	6	42.9	
	14 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	13	6	46.2	
	18 建築審査会	7	3	42.9	
	19 都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県都市計画審議会	19	6	31.6	
	21 開発審査会	7	3	42.9	
	22 私立学校審議会	15	7	46.7	
	23 石油コンビナート等防災本部	25	0	0.0	
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	20	7	35.0	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
	30 介護保険審査会	12	5	41.7	
	31 都道府県固定資産評価審議会	12	4	33.3	
	32 感染症の診査に関する協議会	35	15	42.9	
	33 警察署協議会	286	114	39.9	
	34 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	36 国民保護協議会	46	3	6.5	
	37 地方独立行政法人評価委員会	10	5	50.0	
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	43 留置施設視察委員会	6	3	50.0	
	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	23	1	4.3	
	45 指定難病審査会	31	1	3.2	
	46 小児慢性特定疾病審査会	5	0	0.0	
	47 行政不服審査会	5	2	40.0	
	48 国民健康保険運営協議会	11	5	45.5	
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合計	904	296	32.7	
	女性委員0の審議会数	2			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	3	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
	合 計	68	20	29.4	
	女性委員0の委員会数	2			